

京都市告示第 390 号

道路法第 18 条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 22 年 1 月 6 日

京都市長 門 川 大 作

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
羽束師12号線	伏見区羽束師菱川町696番地の1地先から同町629番地の1地先まで	告示の日
羽束師16号線	伏見区羽束師菱川町696番地の1地先から同町748番地地先まで	〃
羽束師21号線	伏見区羽束師菱川町739番地地先から同町53番地の2地先まで	〃
羽束師38号線	伏見区羽束師菱川町708番地の1地先から同町335番地の3地先まで	〃

(建設局土木管理部道路明示課)